

小値賀町議会第一回定例会  
(第四日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良  
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	担い手公社事務局長
山田	中村	筒井	大黒	谷良	西村	中川	吉元	蛭子	升水	尾野	尾崎	大田	松本
憲道	敏章	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	裕司	英昭	孝三	一夫	充司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十二年三月十一日（木曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 議案第二三号 平成二十二年小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第三 議案第二四号 平成二十二年小値賀町老人保健事業特別会計予算
- 第四 議案第二五号 平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第五 議案第二六号 平成二十二年小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第六 議案第二七号 平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第七 議案第二八号 平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第八 議案第二九号 平成二十二年小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第九 議案第三〇号 平成二十二年小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
- 第十 発議第一号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書案
- 第十一 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十三 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十四 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、六番・岩坪義光議員、七番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、議案第二三号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） おはようございます。

議案第二三号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

国民健康保険制度につきましては、二十一年度までとされていた諸制度が二十二年度以降も当面継続されて大きな変更はありませんが、大きな流れとして、広域化の方向が示される中、その作業ができる環境づくりのための国保法改正ということが検討され始めているようです。

それでは、予算の内容を説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億八百三十六万七千円といたしました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

九頁をお開きください。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税一億一千六百二十四万五千円の計上、二目・退職被

保険者等国民健康保険税を八百九十万四千円計上、一款・国民健康保険税を一億二千五百十四万九千円としております。

第二款・使用料及び手数料は、費目設置でございます。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金九千十五万五千円計上、三目、一節・高額医療費共同事業負担金四百四万九千円、四目・特定健康診査・特定保健指導負担金六十万円計上し、一項・国庫負担金の総額を九千四百八十万四千円といたしました。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金二千九百十四万四千円、二節・特別調整交付金一千四百八十三万八千円を計上し、二項・国庫補助金の総額を四千三百九十八万二千円といたしました。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分として九百二十八万四千円、二節・過年度分一千円を計上し、療養給付費交付金総額を九百二十八万四千円といたしました。

第五款・前期高齢者交付金は、共同事業として取り扱われるもので、一億三百二十二万四千円計上いたしました。

第六款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金四百四万九千円、二目、一節・特定健康診査・特定保健指導負担金六十万円計上し、県負担金の総額を四百六十四万九千円といたしました。二項・県補助金、一目、一節・財政調整交付金一千八百五十五万八千円、二節・特別調整交付金百三十四万五千円を計上し、二項・県補助金の総額を一千九百九十万三千円といたしました。

第七款、一項、一目、一節・共同事業交付金一千六百十九万七千円、二目、一節・保険財政共同安定化事業交付金六千六百八万二千円計上し、共同事業交付金の総額を八千二百二十七万九千円といたしました。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金二十五万七千円は、財政調整基金の運用利子でございます。

第九款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・保険基盤安定繰入金一千二百万円。これは、低所得者に対する国保税軽減額を、県と町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるものとございます。二節・保険基盤安定繰入金二百五十万円。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございます。一般会計から国保特別会計に繰り入れるものとございます。四節・出産育児一時金等繰入金八十万円、五節・財政安定化支援事業繰入金五百六十二万九千円を計上し、一項・一般会計繰入金の総額を二千九十二

万九千円といたしました。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金は、費目設置でございませう。

第十款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金四百万円、二目・退職被保険者等繰越金一千円を計上し、繰越金総額を四百万一千円といたしました。

第十一款・諸収入は、いずれも費目設置でございませう。

次に、歳出を申し上げます。

十四頁をお開きください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百七十万六千円は事務費でございませう、国保連合会とのデータやり取りに係る通信費等、十二節・役務費八十八万二千円、レセプト点検に係る委託料等、十三節二百二十五万九千円が主なものでございませう。二目・連合会負担金十六万九千円計上し、一項・総務管理費の総額を三百八十七万五千円といたしました。二項・徴税費、一目・賦課徴収費二十万八千円、二目・納税奨励費十八万円計上し、二項・徴税費の合計を三十八万八千円といたしました。三項、一目・運営協議会費三万三千円、四項、一目・趣旨普及費八万八千円の計上でございませう。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費で二億四千二百二十万円、二目・退職被保険者等療養給付費で一千四百九十一万円を計上。これは、一般・退職被保険者分のいずれも医療費の現物給付でございませう、平成二十一年度の実績見込みを基に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費八百七十八万一千円、四目・退職被保険者等療養費四十二万七千円は、いずれもコルセット等の現金給付分及び柔道整復師施術の現物給付分でございませうが、整骨院の利用者が多いことから前年度より増額いたしました。五目・審査支払手数料八十四万一千円、六目・レセプト電算処理システム手数料十五万二千円計上し、療養諸費の総額を二億六千七百三十一万一千円といたしました。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費三百万円、二目・退職被保険者等高額療養費二百六十万円を計上し、三目・高額介護合算療養費二万一千円、二項・高額療養費の総額を三千三百六十二万一千円といたしました。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費四十万円、二目・退職被保険者等移送費八万円を計上し、三項・移送費の合計を四十八万円といたしました。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百二十六万一千円の計上、五項・葬祭諸費、一目・葬祭費十六万円の計上でございませう。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金百八十六万五千円、二目・老人保健事務費拠出金で一万五

千円計上、一項・老人保健拠出金の総額を百八十八万円といたしました。

第四款、一項・前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の医療費を県レベルで平準化することで、小規模国保の経営安定を図る目的で二十年度から制度化されたものでございますが、一目・前期高齢者納付金十三万九千円、二目・前期高齢者関係事務費拠出金八千円計上し、一項・前期高齢者納付金の総額を十四万七千円といたしました。納付金は、前期高齢者の比率で加算、減算があり、当町は全国平均より高いため、納付額は少なくなっております。

第五款、一項・後期高齢者支援金は、七十五歳以上の後期高齢者の医療費を国保保険者が負担するもので、一目・後期高齢者支援金六千七百七十五万七千円、二目・後期高齢者支援金事務拠出金八千円を計上し、一項・後期高齢者支援金の総額を六千七百七十六万五千円といたしました。

第六款、一項、一目・介護納付金三千二百八十五万二千円を計上いたしました。

第七款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金一千六百九十九万七千円、二目・保険財政共同安定化事業拠出金六千六百八万二千円を計上し、一項・共同事業拠出金の総額を八千二百二十七万九千円といたしました。

第八款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費十二万円の計上。二項・健康管理センター事業費は、一目・施設管理費で健康管理センターの維持管理費百四十二万四千円、二目・保健指導事業費二百八十三万八千円を計上し、二項・健康管理センター事業費の総額を四百二十六万二千円といたしました。

第九款、一項・特定健康診査・特定保健指導費は二十年度から保険者に義務付けされたメタボリックシンドロームに焦点を絞った生活習慣病健診に係る事業費の計上でございまして、十三節・診療所への委託料五百十六万一千円が主なもので、一項・特定健康診査・特定保健指導費の合計を六百三十一万二千円といたしました。

第十款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金二十五万七千円を計上。これは、歳入・第七款の財政調整基金の運用利子を積み立てるものでございます。

第十二款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、いずれも費目設置でございまして、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金で七百万円の計上。これは、へき地診療所運営費分として国庫補助金の特別調整交付金に算定される分を診療所特別会計に繰り出すものでございます。

第十三款・予備費四百二十七万二千円の計上でございます。



以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。  
議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・前期高齢者交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・諸 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・老人保健拠出金

五番（浦 英明） 一目の老人保健医療費拠出金が、二十一年度比一千三百五十一万一千円の減というふうになっておりま

す。これの内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

制度改正により、老人医療制度が平成十九年度まででなくなつて、平成二十年度から後期高齢者医療制度に変わつてい  
るもんですから、その後は、年遅れの請求がまだ細々と上がつてきてる分について、旧来の老人保健医療制度の範疇で処理を  
するという格好になりますので、老人保健医療費自体は、ほぼゼロに近づいていく中での、残っている部分がこういった形  
で精算という格好の中で上がってくるものでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・前期高齢者納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

浦 議員

議長（横山弘藏） 第六款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・特定健康診査・特定保健指導費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 歳入の方でお伺いをいたします。

第三款の国庫支出金、これの第一項・国庫負担金の中の、二目・療養給付費等負担金の中で、現年度分の一番下ですね、病床転換支援金分が前年度よりも一万五千円ほど減っております。

次に、二項の国庫補助金、一目の財政調整交付金、一節で、昨年と同じく病床転換支援金分が四千円ほど載っておりますけども、今年の記載がありませんけども、その内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

病床転換支援金分につきましては、国の方向性の中で、医療病床を老健施設等の介護施設とすみわけをして、できるだけ

医療費自体は下がる方向で、介護は若干上がるんですけども、トータルとしてそういった福祉費を下げようという動きの中で積極的にその病床転換をする、その支援をするために、こういった形で含まれているわけですけども、その辺の数字につきましては、向こうの方から指示があるものですから、それを予算に組んでるんですけども、その内容についてはなぜこう下がったかというのには正確なところは判らないんですけども、なかなか方向が上手くいってないと、実態が上手くいってないところもありますし、また今度、政権の交代等もありまして非常に動いている、方向がガラツと変わったところがございます。例えば、介護なんかの分野では、もうこれ以上増やすなという方針だったのが、必要なものは作るというような、そういう情報も入ってきておりまして、県の方の対応もこのところ少し動いているところがございます。まあそれがこれに影響したかどうかちよつと正確なところは判らないんですけども、そういった形も一つの原因かなあというふうに考えます。

それと、もう一点の件につきましては、確か補正予算で減額をしていたかなと思うんですけども、そういった形で当初予算の段階ではもう入れる必要がないということで計上しておりません。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

松永議員

**九番（松永勇治）** 十九頁です。九款の、特定健康診査・特定保健指導費ですね、これの受診率をどのくらい見ているのか、生活習慣病関係ですね。

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

二十一年度の受診率は、全体で五〇・四%でございます。

二十二年度の目標値は、五五%でございます。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二三号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二三号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(横山弘藏)** 起立全員です。

したがって、議案第二三号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

**日程第三、議案第二四号、平成二十二年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

**住民課長(中川一也)** 議案第二四号、平成二十二年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度に移行したことで、本会計は、時効である平成二十三年度まで、遅れて請求する場合や過誤に係るものへの対応経費を計上することになります。

第一条に示しますとおり、予算総額は、歳入歳出それぞれ二十万五千円の規模となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開きください。

第一款・支払基金交付金、第二款・国庫支出金、第三款・県支出金は、いずれも費目設置でございませぬ。

第五款、一項、一目・繰越金十九万八千円は、前年度からの繰越額を見込んでおります。

第六款・諸収入も、費目設置でございませぬ。

次に、歳出について申し上げます。  
五頁をご覧ください。

第一款・総務費、一項・総務管理費一千円の計上は、一目・一般管理費、十三節・委託料でございます。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費十万円を計上、二目・医療費支給費十万円を計上、三目・審査支払手数料一千円計上、医療諸費の総額を二十万一千円といたしました。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金は、平成二十一年度の交付金の精算返還するための二千円を計上、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、いずれも費目設置でございます。

以上予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・医療諸費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二四号、平成二十二年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二四号、平成二十二年度小値賀町老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二四号、平成二十二年度小値賀町老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二五号、平成二十二年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第二五号、平成二十二年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、第一条に示すとおり、歳入歳出それぞれ三億五千五十九万三千円でございます。前年度当初予算とほぼ同規模の予算額となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。七頁をお開きください。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千三百五十五万九千円を計上、算出基礎としましては、保険料算出基準所得段階における段階別の最新の被保険者数を、平成二十一年の所得状況で推計し、算出しております。

第三款・使用料及び手数料、一項・手数料は、保険料納付証明手数料、保険料督促手数料で、いずれも一千円を見込んでおります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金五千八百三十七万三千円の計上。これは、保険給付費に対して交付される国庫負担率に基づき計上しております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金三千九百八十万六千円は、同じく保険給付費見込額に、過去の実績を加味した調整交付金見込率で計上しております。二目・地域支援事業交付金（介護予防事業）百二十五万八千円を計上、三目・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）二百一万二千円を計上、二項・国庫補助金の額を四千三百七十六万六千円としております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金四千九百四十三万六千円は、国庫負担金と同様に保険給付費見込額に対し、規定の県負担率で計上しております。三項・県補助金、一目・地域支援事業交付金（介護予防事業）六十二万九千円の計上、二目・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）百万六千円の計上、三目・事業費補助金は、小離島渡航運賃補助金でございます。二万円を計上、三項・県補助金の額を百六十五万五千円としました。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金九千九百五十一万七千円、二目・地域支援事業支援交付金百五十万九千円は、第二号被保険者の負担分でございます。支払基金交付金の額を一億二百二十六万六千円としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金四千四百四十六万六千円の計上、二目・地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、県費と同額の六十二万九千円でございます。三目・地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意



事業) 百万七千円を計上、四目・その他一般会計繰入金五百六十九万五千円は、事務費分三百十六万円、地域支援事業枠外  
分等老人福祉関係の経費二百五十三万五千円を計上、一項目・一般会計繰入金の総額を四千八百七十九万七千円としておりま  
す。二項目・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金百三万四千円計上、三目・介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金  
七十七万一千円計上し、基金繰入金の額を百八十五万五千円としました。

第八款・財産収入、一項目・財産運用収入、一項目・基金運用収入八千円は、基金利息でございます。

第九款・諸収入、四項目・雑入の四千円はいずれも費目設置でございます。五項目・サービス収入、一項目・予防給付費収入百  
八十五万一千円は、要支援者に対する介護予防ケアプラン作成に伴い、地域包括支援センターへ給付されるものであり、介  
護予防給付対象者三十五名分であります。

第十一款、一項目、一目・寄附金一千円の計上は費目設置でございます。

第十二款、一項目・繰越金、一項目・前年度繰越金百万円の計上は、前年度からの繰越金を見込み計上しております。  
次に、歳出を申し上げます。

十一頁をお開きください。

第一款・総務費、一項目・総務管理費、一項目・一般管理費七十一万三千円は、事務費でございます。二項目、一項目・賦課徴収  
費二万円は、保険料徴収事務に係る経費を計上いたしております。三項目、一項目・介護認定審査会費二百三万二千元は、介護  
認定審査会に係る事務費でありまして、十九節・佐世保市小値賀町介護認定審査会の当町負担分百九十八万八千円が主なも  
のでございます。二項目・認定調査等費百六十三万八千円、これは、要介護認定の審査に係る事務費であり、十二節・役務費  
の主治医意見書作成手数料百四万円と、十三節・委託料の訪問調査委託料四十九万五千円が主なもので、三項目・介護認定審  
査会費を三百六十七万円としました。五項目、一項目・計画策定委員会費、八節・報償費五千円を計上しております。

第二款・保険給付費、一項目、一目・介護サービス等諸費二億八千五百六十九万七千円は、要介護認定により、要介護一以  
上の被保険者が受けた介護サービスに対する保険給付費でございます。二項目、一項目・介護予防サービス等諸費一千七百八十  
八万五千円は、要介護認定で要支援一及び二と認定された被保険者への介護予防サービスに対する保険給付費でございます。  
三項目・その他諸費、一項目・審査支払手数料三十四万二千元は、介護保険給付費の支払いに係る審査支払処理手数料分を計上  
しております。四項目・高額介護サービス等費、一項目・高額介護サービス費七百十八万二千元は、介護サービスを利用した被

保険者の自己負担金が、著しく高額になった場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として支給することになっており、その費用分を見込計上いたしております。二目・高額介護予防サービス費三万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。三目・高額医療合算介護サービス費、四目・高額医療合算介護予防サービス費は、医療保険と介護保険の両方を同時に利用した場合に、利用者負担軽減のために、合算した金額で負担限度額を設ける制度で、三目に六十六万八千円を計上、四目は費目設置でございまして、四項・高額介護サービス等費の総額を七百八十八万円としております。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費二千九百六十八万円は、施設入所者のうち低所得者について、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額分を補足給付するものです。三目・特定入所者介護予防サービス費二十四万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。

第五款、一項、一目・介護予防事業費は、主に介護度が付く前の特定高齢者向けの配食サービス、機能訓練事業、高齢者健康教室などの事業でございしますが、十三節・委託料で、特定高齢者把握のための健診三百七十四千円、訪問型の配食サービス百十三万六千円、通所型のPTを活用した介護予防事業百四十万六千円が主なもので、一項・介護予防事業費の額を六百十二万六千円としております。二項・包括的支援事業・任意事業費は、一般高齢者向けの事業や町単独の高齢者事業、地域包括支援センター事業でございしますが、一目・包括的支援事業三百五十二万六千円は、地域包括支援センターに係る運営費で、十三節・委託料二百九十五万一千円の計上が主なものでございします。五目・任意事業費二百三十一万七千円は、十三節・一般高齢者の配食サービス六十九万七千円と、重度の要介護者を自宅で介護している家族に対する二十節・扶助費百六十二万円でございます。六目・介護予防サービス計画費二百四十八万二千円は、十三節・要支援者のサービス計画作成を社協に委託する委託料百四十四万三千円が主なもので、二項・包括的支援事業・任意事業費の総額を八百三十二万五千円としております。

第六款・基金積立金、一項、一目・基金積立金は、介護保険給付費準備基金と介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の利息分を積立てるものでございます。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金はいずれも費目設置でございします。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質問願います。

第一款・保 険 料

浦 議員

**五番（浦 英明）** 二十一年度から介護報酬が三%上がったのに伴いまして、保険料のアップにこれ直結しているんではなからうかと思っております。

それで、年大体「千四百四十円」の負担増となるというふうな新聞等には書いておりましたけども、当町ではどのようなになっておりますか、お尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

現在の介護保険は、第四期の、平成二十一年度から始まる計画の中の介護保険でございまして、この計画を立てる段階でこの介護従事者の処遇改善の話は出ておりまして、その分は保険料に直接跳ね返らないように国の方で半分手当てするというのが、その介護従事者処遇改善の臨時基金でございまして。この三年間でその臨時基金を全部取り崩して、しかもそれで間に合うように保険料を設定するというところでこの計画を作っておりますので、この三年間で保険料が動くということにはございません。ただ、この期間に若干の介護保険が持つている基金は幾らか取り崩さなければいけないだろうというふうな目測でやっております、実際に今回、若干基金を取り崩して充当しております。

そういうことで、収支に関しては大体合うような格好で見込んでおります。

**議長（横山弘藏）** 浦 議員

**五番（浦 英明）** 二十一年度で聞いて申し訳ないんですけどね、これは二十二年度の当初予算ですけども…。

こういうふうなことが書かれてありましたのでちょっと言いますけども、介護保険の一番高いところは、青森県の十和田市で五千七百七十円と、それで一番低いところは、福島県と岐阜県の村で二千二百六十五円と、こういうふうな二倍以上の差があるということ、当町とすれば大体どのくらいぐらゐの算出になるのか、その保険料を聞きたかったんですけども、この保険料というのは出ないんですか。

**議長（横山弘藏）** 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

その情報は多分その自治体が決めた、保険者が決めた保険料だと思っておりますが、小値賀町の場合は第四期の保険料は、第三期と同じく「月額三千四百六十円」ということで計画を作って、実際にそれで徴収しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

浦議員

五番（浦 英明） 四項・高額介護サービス等費、三目・高額医療合算介護サービス費、その下の、高額医療合算介護サービス費となっておりませうけれども、この三項の下のやつはこれ、「予防」が抜けているんじゃないかなと思うんですけども、これは廃目になるからいいとは思いますが、まずそこを一つ聞いておきます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

介護も医療と同様にこの「高額」が付く給付がございますが、高額介護サービス費につきましては、介護サービスに係る一ヶ月の利用者負担金が一定額を超えた場合に、その所得によって負担を軽減するという制度でございます。

仮に住民税非課税世帯の場合は、一ヶ月二万四千六百円を超すと、それ以上の介護で支払ったお金が返ってくるという格好でございます。

高額医療合算介護サービス費っていうのは、これは新たに平成二十年四月から導入された制度でございます、同じ世帯で医療と介護を両方利用した場合に、年単位で精算して自己負担の軽減を図る制度でございます。

例えば、奥さんが医療を受けて、ご主人が介護状態であるというようなケースの場合に、年間に相当な金額になった場合に、それを合算して一定額を超えた分をお返しするという制度でございます。そういうことで、これは年単位で最終的に集計を出される制度でございます。

議長（横山弘藏） 浦議員

五番（浦 英明） 制度の説明は先ほど聞きましたので、それはもう十分な説明であったので解っております。

私が言ったのは、この三目の下の、介護の次にですね、サービスの手前に「予防」が抜けているんじゃないだろうかというのを質問しておったんですけども、これはもう廃目となるので関係ないかと思えますので、次に質問をします。

申請方法、それからですね、あとは広域連合の中でこの限度額を超えた場合には、連絡してくれるところもありますけど

も、連絡がないところもあるんじゃないかと、だから「自分で注意して申請を下さい。」というふうなことも書かれておりましたけども、当町にとつてはそういうことがないかどうかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

先ほど、浦議員がおっしゃるように「予防」が抜けております。で、これを金額を「ゼロ円」にした理由は、介護予防レベルであれば、その合算になるほど介護費が上がると、負担が上がるといふことはないもんですから、こういうケースはまづないということではゼロ円にしております。

それと、申請の有無ですけれども、医療と介護は今、国保連合会の方ですべての処理をやっておりますので、そのコンピュータにより両方の数値がつき合わされるようになっております。職場も同じ住民課で連携を取ってやっておりますので、まづもれることはないというふうに思っております。

基本的には、役場の方から通知を出すような格好で対応をしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

五番（浦 英明）

訪問介護利用者ですね、通所介護利用者、これについては全国で比較しますと、通所介護利用者の方が大分増えているというふうに言っておりますけども、これは全国的ですけれども…。

小値賀の方はどんなふうな状況ですか。

浦 議員

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十時	十九分	―
―	再開	午前	十時	十九分	―

議長（横山弘藏）　再開します。

住民課長

住民課長（中川一也）　お答えいたします。

通所と訪問の割合ですけれども、通所が若干減っているというのは、社協のデイサービスの人数が若干減っているというの、社協の方から情報としてはいただいております。

ただ、それが訪問に切り替わったかどうかはちよつと微妙なところでございます。通所から訪問に切り替わったという方向ではなくて、通所サービスを希望される方が減ってくると、当然介護度が進みますと、通所から訪問に移行するのが通常ですので、将来的には訪問が増えるケースもあるかと思えますけれども、今のところ、ちよつとその辺の細かい資料はございません。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二五号、平成二十二年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二五号、平成二十二年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二五号、平成二十二年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二十一分	—
—	再開	午前	十時	二十九分	—

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第五、議案第二六号、平成二十二年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第二六号、平成二十二年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、二年ごとに保険料の見直しを行うことになっていきます。二十二・二十三年度の長崎県の保険料は、前期の収支で剰余となり据え置かれますが、五島市、新上五島町、小値賀町の特例地区は、六年間で県内統一保険料とすることになっていることから、小値賀町の場合、均等割額で年間二千五百円、所得割額で〇・四%上昇することになります。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三千九百二十三万八千円といたしました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。  
六頁をお開きください。

第一款、一項・後期高齢者医療保険料、一目・特別徴収保険料一千二百七十四万円、二目・普通徴収保険料五百四十六万一千円を計上し、保険料の総額を一千八百二十万一千円といたしました。

第二款・使用料及び手数料、三款・寄附金は費目設置でございます。



第四款、一項・一般会計繰入金、一目、一節・事務費繰入金四百七十六万五千円は、広域連合事務局のPersonnel費等の事務費を二十一市町で分担するものが主なものであり、その分を一般会計から繰り入れております。二目、一節・保険基盤安定繰入金一千五百五十万三千円は、一旦、一般会計で受け入れた国県支出金と町の出し分を合せて繰り入れるものでございまして、一項・一般会計繰入金の額を二千二十六万八千円としております。

第五款・繰越金は、費目設置でございします。

第六款・諸収入の内、一項・延滞金加算金及び過料は、費目設置でございします。二項・償還金及び還付加算金、一目、一節・保険料還付金二万円計上、二目、一節・還付加算金は、費目設置でございします。三項・預金利子は、費目設置でございします。四項、一目、一節・受託事業収入七十三万六千円は、後期高齢者の健康診査業務を保険者である広域連合が小値賀町に委託するため、受託収入として受けるものでございします。五項・雑入、一目・滞納処分費から五目・雑入までは、費目設置でございします。

歳出についてご説明いたします。

八頁をお開きください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、小値賀町における事務経費で、十二節・役務費で、通信ネットワーク使用に係る手数料五十七万四千円と、十三節・委託料、窓口処理システム保守委託料等五十二万三千円が主なものでございまして、一項・総務管理費の総額を百三十一万円としております。二項、一目・徴収費は、保険料納額通知書等の印刷製本費でございします。同じく二目・滞納処分費六千円の計上で、二項・徴収費の総額を十七万八千円としております。三項、一目・健康診査費五十九万二千円は、町立診療所に対する健康診査委託料でございします。

第二款・分担金及び負担金、一項、一目・広域連合負担金三千七百十三万六千円は、広域連合への負担金でございまして、内訳は保険料分一千八百二十万一千円、保険基盤安定負担金分一千五百五十万三千円、事務費負担分三百四十三万一千円でございます。

第三款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、前年度保険料徴収に誤りがあつた場合の還付のためのものでございまして、一目・保険料還付金二万円を計上、二目・還付加算金は、費目設置でございします。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、費目設置でございします。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・後期高齢者医療保険料

浦 議員

**五番（浦 英明）** 先ほど説明されましたので、その内容は、二千五百円の、〇・四％、小値賀は上昇するというふうに説明されましたんですけども、これをもう少し詳しく説明をしていただきたいんですけども、どうしてそういうふうな経緯になったのか。例えば、広域連合で協議がなされてその中で、「こういうふうに決まりました。」とか、そういったのをもう少し詳しく判れば説明をお願いします。

**議長（横山弘藏）** 住民課長

**住民課長（中川一也）** お答えいたします。

この広域連合の発足の段階から、この保険料については議論がなされておりまして、五島市・小値賀町・新上五島町というのが、医療費が非常に平均と比べて乖離して低いと、その原因は医療機関が非常に少ないということが一つの要因でございしますが、そういうことでそういう地区については同じ保険料を最初から取るのは如何なものかということの上に立って、最初、その三地区についてはそれぞれ軽減の保険料でスタートしております。

ただ、あくまでも広域連合というのは一つの保険者ですから、その保険料は「統一保険料」というのが全国的にもこの制度の中で言われておることとございましたので、六年間をかけてそれに近づけるということになっておりました。

そういう中で、二年ごとに保険料の見直しがあるものですから、全体が動かなくてもその三自治体については、広域連合の本来の保険料にまでなるといふ形になると思います。ただ、この制度自体が六年間もたずに、平成二十四年度から見直しが係るものですから、その後の、最後までいくかどうかのことも含めて未定でありますけれども、取りあえず三年目・四年目につきましては、今言ったように保険料が上がるということになります。

**議長（横山弘藏）** 浦 議員

**五番（浦 英明）** その説明で十分に解りましたけれども、『長崎新聞』に書いてあった内容を見ましたらば、何か小値賀

だけが特別に上がるような、そういうふうな印象を受けましたので、住民の方にも今言った説明の内容なりをですね、『小値賀新聞』になりに掲載していただければというふうに私なりに考えておるんですけども、そこら辺をもう一度確認の意味で説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この件につきましては、五島市・小値賀町・新上五島町につきましては、特別にまた広域連合の方でチラシ等も作っておりますので、十分に住民に周知をしてみたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

三番（土川重佳） 一目・特別徴収保険料、二目・普通徴収保険料、これ何名ほど、人員をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

大まかな数字で申し上げますと、約五百八十名ほどが特別徴収の年金天引きでございます。八百二十五名程度ですけれども、そのうち、五百八十名程度が特別徴収ということになります。

二百五十名程度が普通徴収になるかと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・寄 附 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・分担金及び負担金

松 永 議 員

九番（松永勇治） 一目の、広域連合負担金でございますけれども、これは保険基盤安定負担金として広域連合に支出するものでしょうけれども、これは初めて出たものではございませんけどね、ちょっと今気づいたもんですからね…。

歳入・四款ですよ、保険基盤安定繰入金として受け入れて、一千五百五十万三千円、これをそのまま広域連合負担金として支出するという仕組みになっているようですが、この一般会計で一応受け入れてたものを、一般会計受け入れとして出すわけですが、この一般会計で受け入れるところはどこからくるんですか？国ですか？

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

県費として一般会計で受け入れております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

岩 坪 議 員

六番（岩坪義光） 歳入の方の、六款の四項、一目・受託事業収入。これで、前年度から十七万三千円、これは健診だと思いますすけども、これの受診率と、この健診がどういう按配で伸びたのか、その点を説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

受診率を上乗せしてみているわけではございませんで、七十五歳以上の健診を受けるのにかかる負担金については、広域連合がすべてみるということで、従来、「数百円」健診の自己負担金がございますけれども、その分をもう取らないで、七十五歳以上については全額広域連合の方でみるということになっております。

そういう関係で、その分が上乗せしてこちらの方に入るということでございます。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） せれば、七十五歳以上が増えてくれば、それだけこの受診収入も上がってくるっちゅうこと？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） おっしゃるとおりです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二六号、平成二十二年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二六号、平成二十二年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第二六号、平成二十二年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二七号、平成二十二年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第二七号、平成二十二年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

本年度の予算編成は、施設の改修や配水管の補修工事等の予定はなく、安定した安全な水を供給するための維持管理に努め、安価な水の生産に取り組む方針です。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めでございまして八千三百八十万円、前年度当初予算に比ばまして四百二十万円の四・八%の減といたしております。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございまして。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から予算の概要についてご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では五千三百二十万円の、前年度と比較しますと八十万一千円、一・五%減を計上いたしております。過去三カ年の推移を勘案し、想定いたしております。二目・手数料は、前年度並みの七十万円を計上し、一項・使用料及び手数料を五千三百二十七万円といたしました。二項、一目・工事収入は、十五万円の計上、二十一年度の実績を基に計上しております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を二千九百三十七万九千円、対前年比二百六十二万円、八・九%減を計上いたしております。この内、起債償還の交付税参入分として一千七百万円の交付が見込まれております。

五款、一項、一目・繰越金は、百万円を前年度繰越見込みとして計上いたしました。

八款・諸収入、一項、一目・雑入、一千円は費目設置でございまして。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料、三節・職員手当等、四節・共済費は、職員二名分の人件費でございます。七節・賃金四十三万五千円は、メーター検診時の補助員の賃金と、六島・大島の水道施設の草刈作業賃金を計上いたしております。八節・報償費九万二千円は、水道料金の納付業務を行っている地区の、婦人会へ

の謝礼を計上いたしております。九節・旅費十六万九千円は、会議出席及び健康診断等の旅費を計上いたしております。十一節・需用費九百九十五万一千円は、滅菌用の薬品代、電気料、修繕料等の費用で、対前年比百七十三万六千円、一五%減を計上いたしております。十二節・役員費三百八十一万六千円は、原水、浄水の法定水質検査手数料が主なものです。十三節・委託料四百四十八万五千円は、各種維持管理のための経費を計上いたしております。内訳といたしまして、大島浄水場電気保安業務委託料十九万九千円、配管漏水修理委託料は、委託職員の人件費として二百四十五万八千円、六島海水淡水化装置メンテナンスとして、年四回の委託料を七十三万五千円計上、水質検査(残塩)分の委託料十二万九千円は、休日に末端の家庭の蛇口で残塩検査を実施していただいている家庭への委託料です。野崎水道施設の水質検査、点検業務委託料九万四千円は、月四回の水質検査と配水池の点検で、IT協会への委託料を計上いたしております。離島浄水場維持管理委託料九十六万円は、六島・大島の各浄水場の管理を両地区会長さんへ委託しているもので、二十一年度までは報償費で計上いたしております。性質上委託料に移行しております。十四節・使用料及び賃借料四十二万一千円は、離島の施設管理のための船舶借上料十九万一千円、その他賃借料として軽トラックのリース料等二十三万円を計上いたしております。十六節・原材料費二百九十万二千円は、配水管の修理、メーター器の取り替え等の水道資材を計上いたしております。十八節・備品購入費五十六万二千円は、番岳にあります配水池の底部から高部に送水するポンプが故障で修理が出来ない状況ですので、一台を購入する計画です。十九節・負担金、補助及び交付金八万六千円は、資材単価作成のための長崎県水道設計積算検討会への負担金を計上いたしております。二十七節・公課費二万九千円計上。三目・消費税、二十七節・公課費百八十二万円は、二十一年度分の消費税及び地方消費税として計上いたしております。これらにより一節・総務管理費の総額を、対前年度比五百三十五万八千円、一二・六%減の三千六百九十三万八千円といたしました。

三款、一節・公債費は、昭和六十年から借入れています長期償還金の元金三千三百七万二千円、利子一千三百三十九万円の計上で、一節・公債費の総額を四千六百四十六万二千円といたしました。

四款、一節、一目・予備費に四十万円計上いたしております。

以上、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に係る概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(横山弘藏) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

松永議員

九番（松永勇治） 使用料で、過年度分使用料として二十万円計上されておりますけれども、何戸分ですか？内容を…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

過年度分使用料ということで、戸数の把握はちよつとしてないんですけれども、昨年・一昨年実績を見てみますと、過年度使用料がですね、大体この程度入ってきているということ、例年、「千円」で上げてたんですけれども、ほぼこのくらいは入ってくるだろうということ、金額としては二十万上げております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、これ以上あるわけですね、実際は…。

「このくらいは入ってくるだろうと思って二十万上げとります。」ということですが、そうすると、百万あるうちの二十万入ってくるつちゆうようなことですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

平成二十年度までの未納金といたしましては、約三十万円程度あります。そのうちの、ほぼ二十万円ぐらいは回収できるんじゃないかなというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

松永議員

九番（松永勇治） 繰入金二千九百三十七万九千円の中で、地方交付税、起債の算入が、一千七百万ちゆうことやったですかね？確認いたします。

議長（横山弘藏） 建設課長



建設課長（升水裕司） お答えいたします。

一千七百万で間違いございません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

加山議員

二番（加山雅徳） 十二節・役務費の、水質検査手数料。それと十三節の、水質検査委託料（残塩）ですね。その下、野崎飲食施設水質検査及び点検業務委託料。

で、この水質の検査ですね、内容の説明をお願いします。どういう検査をしているのか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

まず、一番目の役務費の中にあります水質検査手数料ですけれども、これは法定の点検ということで、委託先は長崎県の食品衛生協会に委託をしているんですけれども、検査項目としては十二項目ぐらいあつてですね、その中に例えば、「毎月検査項目」とか、「三ヶ月項目検査」とかですね、それとか臭気物質、それとかホウ酸とかですね、鉛、その他の化合物とか、そういうふうな項目で、約十二項目程度あります。それは一応法定点検ということで義務付けられております。

それと、水質検査の委託料の残塩分ということですが、これは塩素滅菌をやつてまして、各家庭での塩素がどういふ状態にあるのか濃度を測るんですけれども、これは休日分ですね、役場の職員ではちよつと出来ないところの、末端の各地区ですね、六地区あるんですけれども、休日に各家庭の蛇口で簡易の薬液で色を見て、残留塩素が何パーセントあるとというのが判るようなキットがあります。それで検査をしていただいて報告してもらっているというような検査です。

それと、野崎の飲雑用水の施設の水質検査ですけれども、これは委託先はＩＴ協会にするようにしております。それで、これは配水池の点検も含めてですね、一応水質検査ということで、その点検も入ってますけれども、残留塩素の先ほど言いましたキットによって残留塩の度数を測ってもらったり、そういう点検を委託しております。

**議長（横山弘藏）** 加山議員

**二番（加山雅徳）** なぜこの質問をしたかと言いますとですね、ある島外の人からですね、「小値賀の水は飲まれない。」という話をよう聞くわけですね。で、私は焼酎しか飲みませんので別に水とかあんまり関係ないと思とったんですが、要するにこの塩分の残留塩素の、薬液で検査等々はしてるんでしようけど、今言う法的的にやっとなる検査、さっきの答弁ですと、毎月とか三ヶ月とかやってるといの中で、結構カルキが臭かったりですね、飲まれないとき多いんですよね。で、そこら辺の検査は、今、各家庭で云々っていう話やっただですが、今後ですね、私が個人的に思うのはですね、もうちよつと水道検査、建設課の方ですね、そこら辺の検査をもう少ししてですね、やっただ方が私はいいと思います。

なぜかって言えばですね、今後町長がこの観光の方で特に力入れるといことと、交流人口が増えた場合ですね、水がおいしくないと、それでカルキが臭いと、臭いが多すぎるといことと、非常に影響があると思うんですね。だから、この水質検査についてはですね、法定外にも、こういう個人の各家庭でやっていたらいいというところは結構かと思ます。この件についてはですね。それとはまた別にですね、もうちよつとした方が、毎月一回、この法定ではやっとなることとですが、どうしてもやっぱりどういこととでこのカルキ、塩分はあんまり私は気にならないのですが、カルキがですね、特に臭いというのが多々あるもんですから、そこら辺の建設課長の見解をお伺いいたします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおり、ちよちよ役場の水を飲んだときも、たまに「ちよつと臭いな…」と思うときがあります。そういう中で、まずは上水の方で塩素の濃度が何パーセントつちゆのうは、もう機械で役場の方で監視ができてます。そして、各家庭に行ったときに、その塩素がどのくらい減ってるかというのを今チェックをしてるんですけれども、季節によって、また温度によってですね、その塩素が蒸発する度合いとか、季節で、温度の高低でかなり差が出てくるんですね。そういう中で、出来るだけそういうところの水の水質の塩素辺りですね、そういう濃度等も、もうちよつと神経を

使って今後やっていきたいというふうに思っております。

**議長（横山弘藏）** 加山議員

**二番（加山雅徳）** もう一点この件で再度質疑しますが、六島ですね、この海水淡水化装置ですね、これも話聞けばですね、この塩分等々はそれなりに取れとるんでしようが、磯臭さつち言いますか、そういうのがやっぱり若干残ると。

で、さつき答弁されました野崎の分についてはIT協会についてということですが、この野崎の配水池の水っちゅうのは、野崎の地下水か何かを取り込んで云々しとることだろうと思うんですが、そこら辺の説明とですね、野崎分についてはそういういろんな水に対しての苦情とかはないんですか。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

野崎の方の取水については、地下水じゃなくて山の上の方にあります表流水を使ってるんですけれども、やはり鹿とかです、ね、そういう動物辺りが周りにおりますので、そういう浸透水とかが入ってくる恐れもありますので、出来るだけ野崎の学塾村で使ってもらうときには、「直接生水はあまり飲まないように。」というふうな指導をしていただいております。

**議長（横山弘藏）** 加山議員

**二番（加山雅徳）** もう一点、産業振興課長にお伺いをいたします。この件についてですね、野崎の件で…。

その観光客の方から、水の件での苦情等は今まであったんでしょうか？

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（吉元勝信）** お答えいたします。

自然学塾村ですね、飲料に使う水については、一応『麦茶』とか、そういったもので出来るだけ対応してもらおうというようなことしておりますので、基本的には先ほど建設課長が言ったようにですね、生水は使っていないというふうに思いますが。そういうような観点から、お客さんが多いときに水が不足したというような、そういう苦情は聞いておりますが、そういう水質関係ですね、そういう直接的な苦情というのは耳に入っておりません。

**議長（横山弘藏）**

ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

**五番（浦 英明）** 今の十三節の委託料ですね、これは私がちよつと聞き漏らしたんで確認の意味で尋ねますけども、離

島浄水場維持管理委託料、これはどっからの項目からここに移行したというふうに聞いたんですけども…。

それと、ここが「六島」と「納島」って言ったんですかね、その二つについてお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この離島浄水場維持管理委託料の九十六万円っていうのがですね、大島と六島分でございます。各水道施設のですね、管理を地区の会長さんに委託をしております。

それで、二十一年度までは「報償費」で組んでたんですけども、やはり各会長さんにですね、会長さんは年々代わるんですけども、ちゃんと委託契約を結んで、「どういう業務をして下さい。」っていうふうな委託契約を結んで行ってもらっていますもんですから、これは「報償費」じゃなくて「委託料」にするべきじゃないかということで、委託料に回しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

松永議員

九番（松永勇治） 元利償還については、元利償還表に基づいて積み上げで間違いないと思うんですけども、まず第一点のですね、最近は簡易水道事業としてはあっておりますので、元金が百九十一万七千円増えています。去年はずっと減っておりますわけですね、一年、一年減っていくわけですから、何も借らなければですね…。この理由とですね、それと、交付税算入が一千七百万ということですけど、簡易水道事業については辺地債・過疎債の借入れが多いと思うんです。

それで、これはもう間違いないでしょうけど確認ですが、四千六百四十六万円利償還金の内に、一千七百万のうちうのは少し少ないなあと思うんですけど、これはもうそういうふうに交付されるところからでしょうけども、確認をいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

ここの公債費の若干、百九十万程度増加してるんですけども、平成十九年度にですね、中村浄水場の工事を、そこで借金を借りて事業をやっている関係上、ここで上がってきます。

それと、先ほどおっしゃられた、「償還に関する交付税措置が少ないんじゃないか。」というお話でしたけれども、過疎・辺地ということでしたけれども、これは簡水債を借りておりますので、率が下がります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二七号、平成二十二年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二七号、平成二十二年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第二七号、平成二十二年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第二八号、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第二八号、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

本年度の予算編成は、施設の補修や各地区のマンホールポンプの点検に重点を置き、施設の長寿命化を図ることを柱に行っております。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めでございまして、一億九千十万円、前年度当初予算に比ばまして二千十万円、一一・八%の増といたしております。

第二条は、地方債の規定で、第二表「地方債」に示しますとおり、限度額を八千七百六十万円といたしております。

第三条は、歳出予算の流用に関する規定でございまして、

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、予算の概要についてご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では二千二百十六万円、前年度と比較しますと二百十六万円、一〇・八%増を計上しております。二十一年度の実績と新規の加入を推計し、計上いたしております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金七千九百三十四万円、対前年度比八百三十四万円、一一・七%増を計上いたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度からの繰越金を百万円見込んでおります。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債八千七百六十万円は、施設の整備に要した起債の返済財源として、資本費平準化債を活用いたしております。漁業集落排水事業分資本費平準化債六百四十万円、農業集落排水事業分資本費平準化債四千四百二十万円、特環公共分資本費平準化債三千六百七十万円、合併浄化槽分資本費平準化債三十万円を計上し、一項・町債の総額を八千七百六十万円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料、三節・職員手当等、四節・共済費は、職

員一名分の人件費でございます。九節・旅費十一万二千元は、污水处理担当者会議等の出席のための旅費を計上いたしております。十一節・需用費二万七千元計上、十二節・役務費三万七千元計上、十九節・負担金、補助及び交付金五十七万円は、各種協議会への負担金十一万三千元、水洗便所改造資金融資利子補給補助で、新規二十名を含め八十四名分を見込み、四十五万七千元を計上いたしております。三目・漁業集落排水管理費は、大島地区、斑地区の管理費を計上いたしております。十一節・需用費百四十三万四千元は、薬品等の消耗品、電気・水道料、修繕料を計上いたしております。十二節・役務費二十五万四千元は、電話料、水質検査手数料、汚泥引抜手数料を計上いたしております。十三節・委託料九十八万六千元は、電気工作物法定点検委託料二十一万八千元、年十二回分の点検費用を計上いたしております。終末処理場運転調整業務委託料三十万円は、年三回分の点検費用を計上いたしております。情報配信業務委託料九万円は、斑地区分で十二ヶ月分の保守費用を計上いたしております。終末処理場管理業務委託料三十六万円は、大島地区の管理分で地区会長へ依頼いたしております。二十一年度までは報償費で計上いたしておりますが、予算の性格上、委託費へ移行しております。十四節・使用料及び賃借料は、船舶借上料を計上、十五節・工事請負費四百二十万円は、大島終末処理場の補修費で建設後十二年が経過し、塩害、強風によるドア等の建具の腐食、破損がひどく補修が必要になっております。二十二節・補償、補填及び賠償金六千円計上。四目・農業集落排水管理費は、前方、柳地区の管理費を計上いたしております。十一節・需用費三百二十三万円は、薬品等の消耗品十三万五千元、電気・水道料二百五十八万八千元、機器の修繕料として三十万円を計上いたしております。十二節・役務費七十一万円は、浄化槽法定点検手数料三万六千元、汚泥引抜料六十六万五千元を計上いたしております。十三節・委託料二百三十九万円は、電気工作物法定点検委託料の年六回分として五十五万円、運転調整業務委託料の年三回分として三十万円、消防設備点検二万円、マンホールポンプ点検委託料百五十二万円計上は、前方地区の三箇所と柳地区の五箇所のマンホールポンプの点検整備を計上いたしております。五目・公共下水道管理費は、笛吹、浜津地区の管理費を計上いたしております。十一節・需用費四百二十五万五千元は、薬品等の消耗品七万六千元、電気・水道料三百四十二万四千元、修繕料七十五万五千元は、雑用水給水ポンプと一部配管の修理を計上いたしております。十三節・委託料八百二十一万六千元は、電気工作物法定点検委託料の年六回分として九十八万七千元、消防施設点検四万九千元、マンホールポンプ点検委託料六百十八万円計上は、笛吹地区の三箇所と浜津地区の一箇所のマンホールポンプの点検整備を計上いたしております。遠隔監視システム調査業務委託料百万円は、異常通報の不具合が度々発生しており、重大な機器の破損やマンホールからの

汚水の溢れ出し等の事故も発生していることから、根本的にシステムの不具合の調査をする必要があります。十四節・使用料及び賃借料五万円は、ユニツク車の使用料を計上いたしております。六目・消費税、二十七節・公課費を五十万円計上。七目・合併浄化槽管理費は、本島十六戸、納島十二戸の管理費を計上しております。十一節・需用費二万円は、消耗品費一万円、修繕料一万円を計上、十二節・役員費七十九万一千円は、汚泥引抜き手数料六十万六千円、浄化槽法定検査料十八万五千円の計上です。十三節・委託料五十七万八千円は、維持管理委託料の計上です。十四節・使用料及び賃借料五万円は、納島分の汚泥を運搬するための船の借上料です。十九節・負担金、補助及び交付金二万二千円は、協議会への負担金です。二十二節・補償、補填及び賠償金十五万六千円は、合併浄化槽運転に係る電気料補償の計上です。

以上により一項目・総務管理費の総額を三千四百八十四万二千円、対前年度比一千四百四十一万九千円、七〇・六％増といいたしました。

三款、一項目・公債費、一目・元金一億二千五百六十万三千円、二目・利子二千九百四十四万九千円計上し、一項目・公債費の総額を一億五千五百五万二千円といたしました。

四款、一項目、一目・予備費を二十万六千円計上いたしております。

以上、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第四款・繰 入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）



議長（横山弘藏） 第七款・町 債

加山議員

二番（加山雅徳） この資本費平準化債ですね、平成十六年度から国の方から通達が来て、これを利用してはいるわけですが、この平準化債を使うことによって毎年どのくらいの効果が上がっているのか、判れば概略で結構ですんでお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長  
建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この平準化債という起債の制度はですね、下水道事業は使用料で経費を賄うっていう、独立採算というのが基本にあります。当初の初期投資がかなり資金がかかります。それを賄うために使用料はなかなか供用当初からそんなに接続が進まなくてですね、使用料が上がってこないという中で、そういう運営がなかなか難しいということで、この平準化債が出てきたと思うんですけども、「その効果として」ということですから、今のところ、まだ接続率が六〇％程度ということで、使用料で賄うということはなかなか出来ないということで、そういうところで、その平準化債が活かされているということです。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 私が聞きたいのは、この平準化債を利用することによってですね、毎年、元金償還していく分がですね、要するに減価償却分等を勘案して、こういう平準化債つちゅうのが使えるようになったわけでしょうから、そういう金額的にですね、毎年どのくらいの効果が上がっているのかっていうのを聞きたかったですよ。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午前 十一時 二十八分 ―

― 再開 午前 十一時 三十七分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

ここで平準化債っていうのを、この予算上で行きますと八千七百六十万円、償還の財源として借っています。そこで、下水道の使用料としては二千二百十程度しかありません。そこを補うためにですね、歳出を補うために、この八千七百六十万というのを借りて、その平準化債を利用してですね、使用料が上がってくるまでこれでのごうということで、負担は後年

度にずっと広がっていきますけれども、歳出を使用料で賄うところを、差額を平準化して経営の安定を図ろうというふうな制度でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第三条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二八号、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。  
この表決は、起立によって行います。

議案第二八号、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二八号、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第二九号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹(蛭子晴市) 議案第二九号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

人口の減少や少子高齢化により、地域住民の利用者は年々減少傾向にありますが、アイランドツーリズム協会等による大島・野崎島を活用した積極的なプログラムにより観光面での利用者は増えており、今後も町民及び各種団体と連帯を図りながら利用者の向上に努め、生活航路としてその責務を果たしていきたいと考えております。

それでは、内容の説明をいたします。

予算総額は、第一条に示しますとおり、歳入歳出それぞれ五千六百八十六万八千円で、前年度当初予算とほぼ同規模の予算額となっております。

第二条は、歳出予算の流用でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開きください。

一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入、一目・旅客運賃収入を五百九万四千円計上いたしました。本年度より七十五歳以上の町内在住者へ「小値賀町敬老特別乗船証」が発行されますので、第三節として「敬老旅客運賃収入」を新たに設けております。同じく二目・荷物運賃収入を四十八万五千円、同じく三目・郵便物航送収入を二百十二万七千円、同じく四目・雑入を百六十四万九千円とし、はまゆう営業収入の総額を九百三十五万五千円といたしました。同じく二項・さいかい営業収入、一目・旅客運賃収入を六十一万円計上しました。はまゆうと同じく、第三節として「敬老旅客運賃収入」を新たに設けております。同じく二目・荷物運賃収入を十九万九千円、同じく三目・郵便物航送収入を四十七万八千円、同じく四目・雑入を一万四千円とし、さいかい営業収入の総額を百三十万一千円といたしました。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金を一千七百八十八万円といたしました。本年度の欠損見込額に、過去の欠損額に対する補助率を勘案の上、積算を行っております。

三款・県支出金、一項・県補助金を八百八十五万円といたしました。国庫補助金と同じで、本年度の欠損見込額に、過去の欠損額に対する補助率を勘案の上、積算を行っております。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金を一千万円といたしました。

五款、一項・繰越金は、前年度からの繰越見込額を百四十八万二千円といたしました。

次に、歳出を説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費一千四百九十六万四千円は、渡船会計の事務費であり、事務職員二名の人件費が主なものです。同じく二目・はまゆう運航費二千二十六万円は、はまゆうの運航に係る経費であり、船長一名、臨時船員一名及び委託船員〇・五人分の人件費と、十一節・需用費の、燃料費六百三十七万九千円、船の修繕料百二十二万円が主なものです。同じく三目・さいかい運航費二千七百二十八万二千円は、さいかいの運航に係る経費であり、船長一名、臨時船員一名及び委託船員〇・五人分の人件費と、十一節・需用費の、燃料費七十四万四千円、エンジンのオーバーホールを含む船の修繕料三百二十万円が主なものです。以上により、渡船管理費の総額を五千三百五十六万六千円としました。同じく二項・営業費を百十八万円としました。大島・納島・六島地区の郵便集配の委託料でございます。

二款、一項・公債費、一目・元金百六十一万三千円、同じく二目・利子十六万九千円を計上し、公債費の総額を百七十八

万二千元としました。平成二十一年度で償還が終わった分があるため、昨年より大きく減額しております。

三款、一項・予備費を四十万円といたしました。これは、各種の軽微な予算増額変更に対応するためのものです。す。

以上、平成二十二年小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・渡船事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第四款・繰入金

浦 議員

**五番（浦 英明）** 本年度は一千八百万円を繰入金として計上しておりますけれども、さっき、歳出の方で何か『さいかい』の修繕料が三百何十万というふうにありましたから、このことも勘案してこういうふうに計上したかと思えますけれども、ちなみに二十一年度の四号補正で七百万減額して一千二百万の見込額というふうになっておるんですけども、この一千八百万にした理由をお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課専門幹

**産業振興課専門幹（蛭子晴市）** 今、浦議員さんがおっしゃられたとおり、本年度オーバーホールがあるもんですから、その分歳出の方で伸んでいるというか、その分があります。今、浦議員さんがおっしゃられたとおり、本年度オーバーホールがあるもんですから、その分に対する国・県補助率がある程度決まっておりますので、その分少し負担が多いというふうな算定をしております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 二十一年度においても『はまゆう』のオーバーホールがありましたよね。だから、そこら辺りも勘案して二十一年度は一千二百万という見込額になっておりますけども、一千八百万計上しなくてもいいんではなからうかと思っ  
たもんですからですね…。

まあ突発的な、やっぱりそれ以外の事故も出てくる可能性もありますし、こういうふうに取り扱っておいのかなあというふうには私も思っておりますけども、確認のためにもう一度お願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹  
産業振興課専門幹（蛭子晴市） 二十一年度の場合には経営健全化ということで、『はまゆう』『さいかい』の減価償却分の一〇％分が、約六百万以上の分が予定外で入ってきました。その分が一般会計から落とされたということで、二十一年度が極端に下がっております、今まで同じぐらいの金額で推移しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

浦 議員

五番（浦 英明） 修繕費でお尋ねをいたします。

『さいかい』については、先ほど説明いただきましたので解っておりますけども、この『はまゆう』の修繕料百二十二万円についてお願いします。内容の説明…。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） オイル交換点検四万円の七回、船舶修繕費九十二万円、待合所修繕費二万円を上げております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 修繕費の内容については解りました。

それです、『はまゆう』については、先ほども言いましたけども、二十一年度でオーバーホールを行っております。そしてまた二号補正で、燃料ポンプだったですかね、それも百万はきってましたけども、それも補正で計上しております。度々こういった機関の修理が出るということは、何か原因があるのかなというふうに思いますけども、そこら辺りを質問いたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 『はまゆう』は、平成七年に建造しております。エンジンは約七年間に一回、オーバーホールを行っておるわけですけども、エンジン本体はオーバーホールを行っております。エンジンには約七年間に一回、オーバーホールを行っております。

けれども、エンジンに附属する品物もあるし、また船体もありますので、オーバーホールをしたからといって修繕が極端に減るということはありません。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） それは解りました。

そしたら質問を変えますけども、クラッチがですね、エンジンに関してちよつと規模が小さいんではなからうかと、例えばシャフト辺りはどのくらいを使っておるかは判りませんが、五十五から六十五くらいだと思っておりますけども、やっぱり『はまゆう』ぐらいの大きさになりますと、クラッチ辺りを、やっぱりそれに合うような大きいクラッチを付けないと、不具合が生じて、ゆくゆくはまたいろいろ事故が生じてくると思われるんですよ、そういうのをもういっぺん専門家辺りにも聞いてから検討してみたら如何ですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

浦議員さんが言われているのが当たっているのかどうかはちよつと判らないんですけども、実はクラッチで先日、ちよつと故障をしております。クラッチの方がですね。そしてその修繕も行っております。約四十万円かかったわけなんですけれども、一箇所ちよつと不具合が生じただけでも、すぐ何十万という金額がかかるということですので、今言われたところ辺りもですね、ちよつと見直したいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 私が言ってますのは、負荷がかかるのではなからうかと、その負荷がかかるのはクラッチが小さいためにエンジン本体に影響を受けるというふうなことですから、「検討してみたら如何か。」というふうに言ったんですけども、「検討してみる。」ということでありましたんで、解りました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二九号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。



この表決は、起立によって行います。

議案第二十九号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二十九号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十一時	五十七分	―
―	再開	午後	一時	三十一分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第九、議案第三〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) 議案第三〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

国は、平成二十二年度診療報酬改定を実施する予定です。主な改定としては、救急、産科・小児、外科等への重点評価、病院勤務医の負担の軽減が行われます。今回の改定では、診療報酬本体はプラス一・五五%、薬価・材料については、マイナス一・三六%、医療費全体ではプラス〇・一九%となっております。今回の診療報酬改訂の大半は入院治療に配分され、診療所に直接関連があるものとしたしましては、外来での再診料の引き下げが影響するものと思われまます。そこで、患者数の減少による影響を勘案した診療報酬の算出、また、看護師・理学療法士等の医療スタッフの確保による人件費、医療器械購入を柱にした予算編成を行っております。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めでございまして、四億二千四百三十万円、前年度当初予算比七百三十六万円、一・七七%の増といたしております。

第二条は、地方債の規定で、医療機器整備に係る地方債借入分で九百二十万円といたしております。

第三条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、予算の概要についてご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で四千八百十二万円、前年度比四・九%減を計上しております。前年度の実績とこれまでの動向を勘案し、予算化しております。内訳といたしましては、一目・国民健康保険診療報酬収入を四百五十万円、二目・社会保険診療報酬収入を百万円、三目・後期高齢者診療報酬収入三千三百万円、四目・一部負担金を四百八十一万円、五目・その他診療報酬収入を八十万円、六目・標準負担額収入、これは入院に係る食事費分でございますが、四百一十万円を計上いたしました。二項・外来収入は、三億二百九十五万円、前年度比三・二%減を計上しておりますが、入院同様の分析を行い、内訳といたしまして、一目・国民健康保険診療報酬収入七千四百万円、二目・社会保険診療報酬収入二千三百万円、三目・後期高齢者診療報酬収入一億四千三百万円、四目・一部負担金四千六百万円、五目・その他診療報酬収入一千六百八十五千円で、内訳といたしまして、各種健診分五百二十三万円、生活保護費分四百二十万円、特老診療分三百七十二万円、学校医分七十六万七千円、予防接種その他といたしまして二百六十八千円の計上でございます。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・施設使用料で、入院患者の寝具代と医師住宅使用料収入として六十万円計上、二項・手数料、一目・文書料で、介護保険診断書料、各種診断料などで百四十六万円計上いたしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、へき地直診運営費分を七百万円計上、二目・一般会計繰入金で三千六百万円計上し、一項・他会計繰入金を四千三百万円といたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額一千万円の計上。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子は費目設置でございます。二項・受託事業収入、一目・特定健康診査等受託料七百二十二万七千円計上で、一節・市町村国保分五百十六万円、二節・市町村国保以外分二百六十七千円といたしております。三項、一目・雑入、一節・給食収入で、入院患者の付添者等の給食収入六十万円、二節・雑入で保険外の自己負担分等として百九十九万七千円を計上し、三項・雑入を二百五十九万七千円にいたしております。

七款、一項・町債、一目・病院事業債九百二十万円の計上は、デジタルカラー超音波診断装置・回診用×線撮装置等の医療器械購入にかかるもので、辺地債を予定しております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費といたしまして、一節・報酬で一万二千元計上は、診療所運営協議会委員の報酬二回分でございます。二節・給料五千六百五十七万八千元、三節・職員手当等五千七百九万四千元、共済費一千三百八十二万八千元は、二名の医師とその他の職員十三名分の人件費を計上しております。七節・賃金九百八十六万五千元は、看護師、給食、薬局、特定健診時の臨時雇賃金を計上しております。八節・報償費百五十六万円は、離島へき地医療支援センター及び長崎医療センターからの代診及び当直に係る医師診療謝礼を計上しております。九節・旅費十三万一千円は、各種協議会、補助金申請ヒヤリング出席のための旅費を計上しております。十一節・需用費は、八百二十五万二千元の計上。十二節・役務費で、通信運搬費、各種保険料等二百一十一万二千元を計上。十三節・委託料は、施設の管理・保守点検及び各種業務委託料として一千八百二十七万八千円の計上でございます。十四節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料と船舶及び車の借上料四百八十三万二千元を計上。十八節・備品購入費で、庁用備品購入費として百六十一万六千円の計上。十九節・負担金、補助及び交付金は、各種協議会負担金と、眼科、整形外科等の専門外来医師招へい負担金と旅費補助の五百六十八万一千円を計上。二十七節・公課費で、一万四千元計上し、一項・総務管理費を一億七千九百八十五万三千元といたしました。二項、一目・研究研修費は、九節・旅費で四十八万九千元、十一節・需用費十九万八千元、十八節・備品購入費で十万円、十九節・負担金、補助及び交付金で十一万円計上し、二項・研究研修費を八十九万七千元といたしました。これらにより一款・総務費は、一億八千七十五万円、前年度比五・八%増となります。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費三千五十八万四千円の計上は、十一節・需用費で、医療機器の修理代三百万円計上。十二節・役務費で、医療機器の故障に備えた保険料二百四十九万五千円計上。十三節・委託料で、CTスキャナ、X線診断装置、医療ガス設備の保守点検料として二百八十九万八千円の計上。十四節・使用料及び賃借料で、在宅での医療酸素濃縮器リース料、その他医療機器リース料として五百五十一万一千円計上。十八節・備品購入費で、一千六百六十八万円計上、内訳としてデジタルカラー超音波診断装置・回診用X線診断装置・リハビリ関係備品・電動ベット・その他の医療器械の購入の計上でございます。二目・医薬品衛生材料費一億九千八百五十三万七千元は、十一節・需用費で、薬品代を一億八千万円、衛生材料費七百八十万円、検査用試薬代六百三十万円、酸素ボンベ代十二万円及び血液代三十六万円の、計一億九千四百五十八万円を計上しております。十二節・役務費で、外注検査料及び血液・検体・酸素ボンベ送料として三百九十五万七千元を計上いたしました。三目・寝具費は八十二万円計上し、一項・医業費を二億二千九百九十四万一千円と

いたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で、厨房の消耗品費、燃料費、入院患者の給食に係る材料費など四百三十二万円を計上し、二款・医業費は、二億三千四百二十六万一千円、前年度比〇・二%増でございます。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の、一目・元金八百一十一万一千円、二目・利子五十万九千円の計上で、一項・公債費を八百五十二万円、前年度比二〇・八%減といたしました。

四款・予備費に七十六万九千円を計上いたしました。

以上、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第四款・繰 入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第六款・諸 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第七款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

岩坪 議員

六番（岩坪義光） 一目の一般管理費の中で、七節・賃金。

前年度からすれば三百万ほど伸びていると思いますが、この内容説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

平成二十一年度予算では委託料の方で組んでおりました薬局委託職員が一名退職いたします。それから、看護業務委託料として二十一年度組んでおりました職員二人が退職いたしております、その分を一応賃金としまして、薬局職員で一名、補助看として二名、新年度で賃金の方で組んでおります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 十二頁のですね、十九節・負担金、補助のところ、ここにはちよつと載っていないので質問するのは申し訳ないんですけども、二十一年度の二号補正で全額削減した内容があるんですけども、「代診応援負担金」と言いますかね、これが百十六万四千円減額したわけなんですよ。

今回これ載っていないことは、今後こういうのはもう無いというふうなことですか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

この代診応援負担金につきましては、診療所医師が出張等で不在になる場合に、医師であります長崎県離島へき地医療センター長に代診をお願いするわけでございますけど、この長崎県離島へき地医療センター長が現在不在でございまして、いつその長が新たに着任するかどうかはまだ未定ということでございますので、新年度予算は一応計上を控えさせていただきますました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医 業 費

松 永 議員

九番（松永勇治） 医業費、一目・医業用機械器具費ですが、その中に十八節・備品購入費一千六百六十八万、先ほど、品

物の名称は聞きましたけれども、これにですね、九百二十万円の辺地債を引きますとですね、七百四十八万円の一般財源で賄われるわけですけども、辺地債として充当率が少し低いんじゃないか、まあ対象外があったのかどうか知りませんが、その点についてお伺いをいたします。

**議長（横山弘藏）** 診療所事務長

**診療所事務長（尾野英昭）** 町債で上げてますが、デジタル超音波診断装置、回診用エックス線撮影装置、それからリハビリの機械の中の、超音波ワイドレンジ治療器、それから電動ベッド、輸液ポンプ、その合計からデジタルカラー超音波診断装置の方が補助金が半分、四百二十万円付きますので、その残りの九百二十万円が町債として上げさせていただきますけど、町債で上げられる備品といたしましては、金額が安い備品もございましたので、高いものだけ一応町債の方で上げさせていただきますというところでございます。

**議長（横山弘藏）** 松永議員

**九番（松永勇治）** そうするとですよ、この財源内訳の中に、補助金が四百五十万とか何とか言われましたけど、補助金が上がっていませんよね、国県支出金のとこの…。

そうした場合ですね、こういうふうなあれを申請するときには、まあ少なめに見たんでしょうけど、ご存知のとおり、辺地債は八〇%交付税に算入されます、利用額がですね…。そうした場合に、遠慮せずに一応申請は大きくして、対象外として減らされた分は仕方ありませんけども、まあ予算としてはこれでいいです。

ですけど、申請は財政課の方でするんでしょうけども、その点について、四百五十万のここに掲げていない特定財源…。

**議長（横山弘藏）** 診療所事務長

**診療所事務長（尾野英昭）** 先ほど申し上げました四百二十万円の補助金につきましては、一般会計の方で繰り入れていまして、診療所特会の方には一般会計繰入金の中で一応繰り入れているわけでございます。

**議長（横山弘藏）** 松永議員

**九番（松永勇治）** 繰入金は国県支出金に入らないわけですけど、財政課長、国の補助金を一般会計で受けて、それを流した場合ですね、やっぱり予算措置としては今のあれでいいんですか？一般財源でということ…。

**議長（横山弘藏）** 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この国庫支出金あたりをです、一般会計で受けて特別会計に流す場合は、一般会計の方で特定財源として上げて、それを一般会計から特別会計に繰り出す場合は、一般財源として特別会計で扱うというふうな取り扱いをしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） この遠慮して組んだる分についての対応、今後の…。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 町債で認められるものであれば、積極的に借り入れをしたいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） 財政課長にお尋ねしますけどもね、今ちよつと考えよつたらです、国庫補助金か県補助金か知りませんが、四百二十万を一般会計で受けて、それを財源であれして繰り出しますね、そうした場合は、起債を申請した場合には四百二十万円のうちのは引いて計算するんですか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

普通の起債の借入れと一緒に、事業費から国庫補助金を引きまして、その残に起債を充てるというようなシステムです。一般会計と同じシステムでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦英明） 全般的なこととちよつと質問をいたします。

診療所がですね、約二十五年を経過して塩害による被害と、それから空調施設の大型補修ですかね、こういったことを始め、各部分において故障が目立ってきております。それで、高額な医療機器のリプレイス等、多大な費用が嵩んできています。

また、最近発生した、チリ地震の余波により東北地方には一・二メートルほどの津波が押し寄せてきて被害が生じてきている中で、海拔一メートルという小値賀の診療所は大きな被害につながるものと推測されます。このような諸問題に対して本格的にどういふふうな改善策を図るのか、そういった対処方法をどのように考えているのか、これはちよつと町長にお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 町 長

**町長（山田憲道）** 先日ですね、大住元所長と私と、それから尾野事務長ということで上五島の方に行つてですね、離島医療圏関係の医師ですね、専門外来の招聘というところで行つてきたわけでございますが、そういう中で、今ですね、一般病棟と救急病棟、いろいろの病棟がですね、窓口が一本でしかないということで、非常に使い勝手が悪いというふうに言われております。

そういうことで、昭和六十年に新しくはりましたが、大分機械、それから水道等はですね、この前、補修はいたしました。それで空調関係についても全部屋の一つ一つにですね、改修したのは五・六年前だったと思つておりますが、そういうことで、今後ですね、人工透析の機械を二台入れたいというお話もあつてるんですけれども、そういう諸々の問題等もありますので、今後よくですね、検討しながら、また金があるかと思いますが、そういう建設の方もですね、検討をしていかなければいけない時期になつていふふうには認識いたしております。

**議長（横山弘藏）** 浦 議員

**五番（浦 英明）** 検討されるといふことでございますので、前向きに検討していただきたいと思つています。

それと、こういうことを言つたらちよつと不安をおもつかも分りませんが、さつき言つたように、診療所は海拔約一メートルということですね、津波なんかきた場合は大変これは心配が想定されるわけですけども、前も私言つたかと思つていますけども、高台に移すとか、或いは将来を見据えて、何年先になるか判りませんが、今回また二十二年度当初予算で一般会計で積立てをするように、三千五百万か幾らかになつておりましたので、いよいよ積立てを始めたのかなあという



ふうに少し安心しておりますけれども、十年先・二十年先のことを言われても町長は責任をもてないかも分りませんが、議論だけでもして置いて、将来こういうふうな構想をした方がいいのかなあというふうな、そういったことも視野に入れて検討していただければというふうに思いますので、今一度よろしくお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 二十年先、三十年先という長いスパンじゃないと思っております。

そういうことで、早いとこですね、土地をどこにするかというのも、まず決めなければいけないというふうに思っておりますが、そういうことで、今後ですね、話し合いを皆様とよくしながら進めていきたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第三条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第三〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第三〇号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第十、発議第一号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

土川 議員

三番(土川重佳) 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書案の趣旨説明を行います。

人類史上最初の原子爆弾の惨禍を経験した広島市及び長崎市は、この悲劇が再び起きることがないように、全世界に対し、一貫して核兵器の廃絶と世界恒久の平和の実現を訴え続けてきました。

こうした歴史的な流れを更に確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を始め、各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、広島・長崎両市と世界の三千三百九十六都市が加盟する平和市長会議では、二〇二〇年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が、二〇一〇年のNPT再検討会議で採択されることを目指しています。

このような動きを踏まえ、被爆国の政府として核兵器の取り組みを更に確実なものにするため、二〇一〇年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出いたします。

慎重なご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これら趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

伊藤議員

**七番（伊藤忠之）**

現在、核兵器を巡る世界の状況は、核の拡散や使用の危険性が高まり、核兵器廃絶に向けた唯一の国際合意である核不拡散条約NPT体制が崩壊の危機にあり、極めて緊迫しております。

こうした中、平和市長会議では、二〇二〇年までに核兵器廃絶のための緊急行動を目指す二〇二〇ビジョンを世界的に展開しており、その一環として、二〇〇八年四月、核兵器廃絶に向け、各国政府は遵守すべきプロセスなどを定めた、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表し、二〇二〇年までに核兵器を廃絶するための道筋を示すものであり、核不拡散条約NPTを補完するものとして、二〇一〇年のNPT再検討会議での採択を目標としています。

平和市長会議では、今後、国連が位置づけようとしている二〇一〇年から二〇二〇年の軍縮十年に向け、同議定書に基づき、各国政府において核兵器廃絶に向けた具体的な取り組みがなされるよう、世界の都市による賛同署名活動に取り組みながら、核保有国に対し、核兵器廃絶に向けた誠実な交渉開始を求める明確な意思を伝えていただくよう、強く要請する意見書案に賛成するものであります。

**議長（横山弘藏）** ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第一号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、発議第一号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・外務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第十一、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事

項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十三、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

**日程第十四、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。**

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十二年小値賀町議会第一回定例会を閉会します。

― 午後 二時 十分 閉会 ―